

# 第117期定時株主総会 招集ご通知への記載を省略した事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連 結 注 記 表  
個 別 注 記 表

(2024年11月1日から2025年10月31日まで)

株式会社オハラ

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要)

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制及び方針」について取締役会において決議しております。

その内容は、以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
代表取締役社長執行役員を委員長とする内部統制委員会の機関として倫理・コンプライアンス分科会を設置し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。当委員会が「企業倫理の基本理念」に基づき制定した「行動規範ガイドライン」を、当社及びグループ各社の役員及び全従業員が法令及び定款ならびに社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、当社及びグループ各社の役員及び全従業員に対して、教育等を定期的に実施する。業務監査室は倫理・コンプライアンス分科会と連携の上、コンプライアンスの状況について監査を行う。これらの活動結果は、定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。さらに、法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行う手段として当社及びグループ各社は「社内通報制度・ヘルpline」を設置・運営する。

なお、反社会的勢力に対しては、「行動規範ガイドライン」において、「社会の秩序や市民の安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切関わらない。」という基本方針を定め、実際に反社会的勢力から威圧、業務妨害、不当要求等がなされた場合は、当社及びグループ各社の対応統括部門を各総務部門とし、内部統制委員会の監督のもと、顧問弁護士、警察等とも緊密な連携を図り、会社組織として反社会的勢力との関係を断固遮断する。また、平素より外部専門機関等から反社会的勢力に関する情報の収集に努める。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は文書管理規程により、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、当社及びグループ各社にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は内部統制委員会の機関として設置された事業リスク分科会が行うものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。

イ. 職務権限及び意思決定ルールの遵守

ロ. 社内取締役を主な構成員とする経営会議及び役員連絡会の設置・運営

ハ. 中期経営計画に基づき、当社及びグループ各社別に目標及び予算を策定し、適時に評価するためのITを活用した月次・四半期業績管理の実施

二. 経営会議及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

ホ. グループ全体の効率経営を促進し、企業集団としての健全な経営と相互の発展を図るため、関係会社管理規程を制定する。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、当社の定める関係会社管理規程等に基づき、当社へ事前協議等が行われる体制を構築する。また、業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合は都度、当社に報告が行われる体制を構築する。

ロ. 当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社に内部統制委員会を設置するとともに、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

ハ. 当社取締役、各部門長及びグループ各社の社長は、当社及びグループ各社の業務執行の適正を確保するための内部統制の確立と運用について権限と責任を有する。

二. 当社業務監査室は、当社及びグループ各社の業務監査を実施し、その結果を内部統制委員会ならびに当社及びグループ各社の業務執行責任者に報告し、内部統制委員会は必要に応じて、内部統制の改善策の指示、実施の支援・助言を行う。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、監査業務を効率的に行うため、業務監査室に所属する人員を補助使用人として、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。当該補助使用人の職務執行については、監査役が取締役以下当該補助使用人の属する組織の上長等と業務執行の優先順位を協議することにより、また、補助使用人の人事異動・人事考課等については、代表取締役社長執行役員が事前に監査役と協議することによって、当該補助使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及びグループ各社の取締役及び使用人は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「社内通報制度・ヘル普ライン」による通報状況及びその内容、その他監査役が報告すべきものと定めた事項を適時・適切に報告する体制を整備する。なお、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いは一切行わない。また、監査役が出席する会議については、会議招集通知・議事録回付等の措置が適切に行われ、監査役が定期的に閲覧する資料については、関係資料の回付等の措置が適切に行われる体制を構築する。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査をより有用なものとするため、監査役と代表取締役及びその他の取締役との間で適時に意見交換会を設定する。また、業務監査室の他、監査役の個別の指示に基づき、総務部門、経理部門、経営企画部門が監査役の監査実施を適宜補助する体制を構築するとともに、監査役は、必要に応じて会社の費用で、弁護士、会計士、税理士等の専門知識を有する者から監査業務に関する助言を独自に受けられる体制を構築する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 当該方針に記載の項目については、既に基本的な制度や仕組みを整えており、引き続き、適切な運用を行っております。
  - ロ. 倫理・コンプライアンス管理規程に基づく「社内通報制度・ヘルpline」による内部通報窓口については、当社及びグループ各社でそれぞれ周知し、その活用が図られており、倫理・コンプライアンス分科会及び取締役会において、定期的にその内容が報告されております。
  - ハ. (1) 業務監査室は、内部監査規程に基づき、監査役とも連携を図り、第117期において関係会社を含む内部監査を実施いたしました。  
(2) 上記(1)の活動結果について、代表取締役社長執行役員に内部監査報告書を提出(第117期実績5回)し、その写しを常勤取締役及び監査対象の業務運営組織等に説明することにより、監査対象組織に対して指摘事項への回答・問題点の是正を求め、改善実施状況を確認しています。また、監査役会に報告(第117期実績2回)を行うとともに、本会議に社外取締役も出席することにより、内部監査に関するデュアルレポーティングラインを構築しております。第117期の総括として内部統制委員会で監査結果を報告しております。
  - 二. 当社及びグループ各社の役員及び全従業員が法令及び定款ならびに社会規範を遵守した行動をとるための行動規範である「行動規範ガイドライン」を作成するとともに、その徹底を図るため、教育等を定期的に実施しております。  
第117期においては、ハラスマントをテーマとして全社員向けコンプライアンス研修を実施いたしました。  
また、子会社においても同研修を実施いたしました。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項  
取締役会規程、情報システム運用規程、文書管理規程等に基づき、取締役会、経営会議等の議事録・会議書類、個人情報及び機密情報等の適切な保存及び管理を行っております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ. リスク管理規程に基づき、グループ全体を対象としたリスク管理体制を整えており、定期的にリスクの洗い出し及び見直しを行い、その対策の立案と実施を行っております。
  - ロ. 事業リスク分科会では、グループ重要リスクを選定するとともに、これらのリスク状況を監視するなど、グループ全体のリスク管理体制の強化に努めております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ. 当社グループは原則3か年毎に中期経営計画を策定しており、同計画の年度予算の進捗を四半期毎に管理会計手法を用いてレビューし改善実施するサイクルにより、業務の効率化を図っております。
  - ロ. グループ全体の効率経営を促進するため、関係会社管理規程を制定しております。
  - ハ. 当社及びグループ各社の業績については、業務報告やＩＴの活用によってタイムリーな把握に努めており、適時に評価する体制を整っております。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
関係会社管理規程に基づき、子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、当社への事前協議等が行われる体制としております。また、業績については定期的に、業務上重要な事項が発生した場合には都度、当社に報告が行われる体制としております。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該補助使用人の人事異動・人事考課等については、事前に代表取締役と監査役が協議しております。

- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 監査役は、当社及びグループ各社の取締役及び使用人より、当社及びグループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「社内通報制度・ヘルpline」による内部通報状況及びその内容、その他監査役が報告すべきものと定めた事項等について、報告を受けております。
- ロ. 倫理・コンプライアンス管理規程において、内部通報を行った者に対して不利益を課さないことを保証する旨規定しております。
- ハ. 取締役会、経営会議等の監査役が出席する会議については、会議招集通知や議事録の回付等を適切に行っております。また、監査役が定期的に閲覧する資料についても、関係資料の回付を適切に行っております。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われる 것을確保するための体制
- 監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名で構成されております。監査役会は第117期において11回開催し、監査に関する重要な事項について常勤監査役他より報告を受け、協議・決議を行っております。
- また、監査役は、監査役監査を有用なものとするため、代表取締役及び他の取締役と適時意見交換の場を設けております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

・連結子会社の数

9社

・連結子会社の名称

台湾小原光学股份有限公司（台湾）

台湾小原光学材料股份有限公司（台湾）

OHARA OPTICAL (M) SDN.BHD. (マレーシア)

株式会社オーピーシー

株式会社オハラ・クオーツ

Ohara Corporation (米国)

OHARA GmbH (ドイツ)

小原光学（香港）有限公司（香港）

小原光学（中山）有限公司（中華人民共和国）

##### ② 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数

1社

・会社の名称

華光小原光学材料（襄陽）有限公司（中華人民共和国）

##### ② 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

##### ③ 持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社の決算期は連結決算期と異なりますが、連結計算書類の作成にあたっては、2025年9月30日現在で、決算に準じた仮決算を行った計算書類を使用しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外の  
もの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資產直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

なお、一部の在外連結子会社は国際財務報告基準第9号「金融商品」を適用しており、公正価値で評価しております。

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産

当社及び国内連結子会社は、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を、在外連結子会社は主として総平均法による低価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産及び  
使用権資産を除く）

当社及び国内連結子会社については、法人税法に規定する耐用年数に基づく定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。また、在外連結子会社については主として定額法によっております。

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証がある場合は、残価保証額）とする定額法を採用しております。

二. 使用権資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

主として金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、一部の在外連結子会社は国際財務報告基準第9号「金融商品」を適用しており、予想信用損失に基づく減損モデルを使用し、期末日時点における信用リスクに応じて必要額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

執行役員及び従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

当社及び一部の連結子会社の役員賞与の支払いに充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

二. 事業構造改善引当金

事業構造改善に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生見込額を計上しております。

ホ. 役員株式給付引当金

当社は、役員株式給付規程に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の国内連結子会社においては、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

当社グループでは、主に光事業及びエレクトロニクス事業機器向けガラス素材の製造・販売を行っております。当該事業の顧客との販売契約において、受注した製品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常製品の引渡時であります。ただし、国内取引では製品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の出荷基準等の取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

## ⑥ 重要なヘッジ会計の方法

### イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、時価評価せず借入金の支払利息に加減する処理によっております。

### ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

予定取引により発生が見込まれる外貨建取引について為替予約、借入金の利息について金利スワップをそれぞれヘッジ手段として利用しております。

### ハ. ヘッジ方針

将来の為替及び金利の市場変動リスクをヘッジする方針であり、投機的な取引及び短期的な売買損益を得る目的でのデリバティブ取引は行っておりません。

### 二. ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の変動率が同一であることから、ヘッジ開始時及びその後も継続して双方の相場変動が相殺されるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

## ⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

### 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

#### 株式給付信託（B B T）

当社は、2016年1月28日開催の第107期定時株主総会決議に基づき、2016年3月18日より、取締役、専務執行役員及び常務執行役員（いずれも取締役である者を除く）、並びに上級執行役員を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たすもの（以下、「対象役員」という。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託（B B T）」（以下、「本制度」という。）を導入しております。

#### （1）取引の概要

本制度は、予め当社が定めた役員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の対象役員に対し、当社株式を給付する仕組みです。

当社は、対象役員に対し当該連結会計年度における報酬月額、業績達成度等に応じてポイントを付与し、役員退任時に確定したポイントに応じた当社株式を給付します。対象役員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

当該取引については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

#### （2）信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随する費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、174,283千円及び144,900株あります。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。) 等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。) 第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりあります。

- ・固定資産の減損について

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	18,098,316千円
--------	--------------

無形固定資産	140,895千円
--------	-----------

減損損失	一千円
------	-----

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

- ① 算出方法及び主要な仮定

- (当社及び国内連結子会社)

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループにおいて減損の認識の判定及び測定を実施しております。

減損損失の認識の判定及び使用価値の算出において用いられる将来キャッシュ・フローは、翌連結会計年度以降の事業計画の前提となった売上高や営業利益等の数値に基づき、経営環境等の外部要因に関する情報や当社企業グループが用いている内部の情報と整合するように調整し、それまでの実績に基づく趨勢を踏まえた合理的な一定の仮定において算定しております。また加重平均資本コスト率に基づき設定した割引率についても一定の仮定に基づき設定しております。特に売却見込額等の主要な仮定に基づいたものを正味売却価額としております。これらは将来市場や経済情勢の予測により影響を受け、不確実性を伴っています。減損の兆候が存在すると判断した場合、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り、減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上しております。

当社光事業及びエレクトロニクス事業に係る工場設備（汎用ガラス熔解設備）、エレクトロニクス事業に係る特殊ガラス専用熔解設備、並びに両事業に係る工場設備を含む全社設備について、継続して営業損失を計上していることから、減損の兆候が存在すると判断しております。

当社光事業及びエレクトロニクス事業に係る工場設備（汎用ガラス熔解設備）については、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回っているものの、固定資産の正味売却価額が帳簿価額を上回っているため減損損失を計上しておりません。エレクトロニクス事業に係る特殊ガラス専用熔解設備については、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を上回っているため減損損失を認識しておりません。両事業に係る工場設備を含む全社設備については、固定資産の正味売却価額が帳簿価額を上回っているため減損損失を計上しておりません。

#### (海外連結子会社)

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループにおいて減損テストを実施しております。

使用価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローは、翌連結会計年度以降の事業計画の前提となった売上高や営業利益等の数値に基づき、経営環境等の外部要因に関連する情報や当社企業グループが用いている内部の情報と整合するように調整し、それまでの実績に基づく趨勢を踏まえた合理的な一定の仮定において算定しております。また加重平均資本コスト率に基づき設定した割引率についても一定の仮定に基づき設定しております。特に売却見込額等の主要な仮定に基づいたものを処分コスト控除後の公正価値としております。これらは、将来市場や経済情勢の予測により影響を受け、不確実性を伴っています。減損の兆候が存在すると判断した場合、帳簿価額を回収可能価額（処分コスト控除後の公正価値又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上しております。

台湾小原光学材料股份有限公司が所有している光事業並びにエレクトロニクス事業に係る工場設備について、翌連結会計年度以降営業損失が見込まれることから、減損の兆候が存在すると判断しております。

当連結会計年度末において台湾小原光学材料股份有限公司が所有している固定資産及び当社が台湾小原光学材料股份有限公司に貸与している固定資産の処分コスト控除後の公正価値が、当該資産グループの帳簿価額を上回っているため減損損失を計上しておりません。

#### ② 翌期以降の連結計算書類に与える影響

将来の経営環境の変化などにより、将来キャッシュ・フローの見積額と実績に乖離が生じた場合、また市況の変化などにより、将来の処分価額が変動した場合には、翌連結会計年度以降の減損損失の判定において重要な影響を与える可能性があります。

### 4. 追加情報

#### (法人税等の税率の変更による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度より防衛特別法人税が新設されることとなりました。

これに伴い、2026年11月1日以後開始する連結会計年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から31.5%となります。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	243,027千円
機械装置及び運搬具	11,074千円
土地	198,549千円
計	452,651千円
上記に対応する債務	
短期借入金	23,136千円
長期借入金	76,909千円
計	100,045千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 32,605,202千円

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	25,450千株	-千株	-千株	25,450千株

### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,085,568株	50,000株	50,000株	1,085,568株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の当連結会計年度末の株式数には、「株式給付信託（BBT）」制度の導入に伴い、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式144,900株が含まれています。
2. 普通株式の自己株式の増加50,000株は、株式給付信託（BBT）の取得による増加分であります。
3. 普通株式の自己株式の減少50,000株は、株式給付信託（BBT）への第三者割当による自己株式の処分による減少分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2025年1月29日開催の第116期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	562,564千円
・1株当たり配当額	23円
・基準日	2024年10月31日
・効力発生日	2025年1月30日

(注) 2025年1月29日の定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金2,182千円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2026年1月30日開催予定の第117期定時株主総会決議において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	612,733千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	25円
・基準日	2025年10月31日
・効力発生日	2026年1月31日

(注) 2026年1月30日の定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金3,622千円が含まれております。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金、設備投資については、まず営業キャッシュ・フローで獲得した資金を投入し、不足分については主に銀行借入にて必要な資金を調達しております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融商品で運用し、元本返還が確実であると判断した金融資産に限定しております。また、デリバティブ取引は、原則として実需に伴う取引に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

現金及び預金は、主に銀行の預貯金又は安全性の高い金融商品に限定しております。

有価証券は、一時的な余剰資金の運用として、流動性の確保と元本の安全性を重視しております。

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクにさらされており、取引先ごとに与信管理を徹底し、取引先別の期日管理及び残高を定期的に管理することで、財務状況悪化等による回収懸念の早期発見や軽減を図っております。また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクにさらされており、為替予約取引などを利用することでヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、信用リスクや市場価格の変動リスクにさらされております。当該リスク管理のため、市場価格や発行会社の財務状況のモニタリングを継続的に行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、外貨建の債務は、為替の変動リスクにさらされており、為替予約取引などを利用することでヘッジしております。

借入金及びリース債務のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）及びリース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。このうち長期借入金については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、固定金利を適用するか、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引は、外貨建の債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、借入金はヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。また、デリバティブ取引の執行・管理にあたっては、信用リスクを軽減するため、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年10月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時 価 (千円)	差 額 (千円)
有価証券及び投資有価証券	4,950,503	4,950,503	—
長期借入金（※3）	1,963,377	1,964,937	1,559
リース債務（※4）	546,231	536,920	△9,310

- ※1 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払法人税等」並びに「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。
- ※2 市場価格がない株式等（連結貸借対照表計上額2,408,374千円）は「有価証券及び投資有価証券」に含めておりません。
- ※3 長期借入金は、1年以内返済予定の長期借入金を含んでおります。
- ※4 リース債務は、1年以内支払予定のリース債務を含んでおります。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び 投資有価証券 その他有価証券				
株式	3,599,039	137,636	—	3,736,676
債券	—	953,032	—	953,032
出資金	—	260,794	—	260,794

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,964,937	—	1,964,937
リース債務	—	536,920	—	536,920

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

株式のうち上場株式は、相場価格を用いて評価しており、レベル1の時価に分類しております。一部の在外連結子会社が保有する非上場株式及び出資金については、国際財務報告基準第9号「金融商品」を適用しており、公正価値で評価し、レベル2の時価に分類しております。債券は、取引金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務

長期借入金及びリース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一緒に処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用されると合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	光事業（千円）	エレクトロニクス事業（千円）	合計（千円）
顧客との契約から生じる収益	15,310,242	13,585,431	28,895,673
その他収益	—	—	—
外部顧客に対する売上高	15,310,242	13,585,431	28,895,673

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3) 会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

契約負債は、主に顧客との契約に基づく支払条件により顧客から受け取った前受金であり、連結貸借対照表上、契約負債として表示しております。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は44,761千円であります。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,131円47銭
(2) 1株当たり当期純利益	71円04銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2025年12月11日の取締役会決議において、会社法第459条第1項の規定及び当社定款の定めに基づき、自己株式を取得することいたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株主還元及び経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため。

(2) 取得の内容

① 取得する株式の種類 : 当社普通株式

② 取得し得る株式の総数 : 630,000株を上限とする

(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.59%)

③ 株式の取得価額の総額 : 891,000,000円を上限とする

④ 取得する期間 : 2025年12月12日～2026年4月10日

⑤ 取得方法 : 東京証券取引所における市場買付

(自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）による買付を含む)

## 11. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- |                  |   |
|------------------|---|
| ① 子会社株式及び関連会社株式  | 移動平均法による原価法   |
| ② その他有価証券        | 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・市場価格のない株式等以外のもの | 移動平均法による原価法   |
| ・市場価格のない株式等      | 時価法   |
| ③ デリバティブ         | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）               |
| ④ 棚卸資産           |   |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- |                        |   |
|------------------------|---|
| ① 有形固定資産<br>(リース資産を除く) | 法人税法に規定する耐用年数に基づく定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。 |
| ② 無形固定資産<br>(リース資産を除く) | 自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。   |
| ③ リース資産                | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証がある場合には、残価保証額）とする定額法を採用しております。      |

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

執行役員及び従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支払いに充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

□. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

⑤ 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

##### ① 商品及び製品売上高

当社では、主に光事業及びエレクトロニクス事業機器向けガラス素材の製造・販売を行っております。当該事業の顧客との販売契約において、受注した製品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常製品の引渡時であります。ただし、国内取引では製品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の出荷基準等の取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

また、有償支給取引については、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第104項の取扱いを適用し、支給品の譲渡時に当該支給品の消滅を認識し、当該支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。

##### ② ロイヤリティー収入

ロイヤリティー収入については、子会社との契約に基づいて商標権等を使用許諾する履行義務を負っております。当該契約に係る子会社の売上高の発生を履行義務の充足とし、その発生に応じて収益を認識しております。

#### (5) 重要なヘッジ会計の方法

##### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、時価評価せず借入金の支払利息に加減する処理によっております。

##### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

予定取引により発生が見込まれる外貨建取引について為替予約、借入金の利息について金利スワップをそれぞれヘッジ手段として利用しております。

##### ③ ヘッジ方針

将来の為替及び金利の市場変動リスクをヘッジする方針であり、投機的な取引及び短期的な売買損益を得る目的でのデリバティブ取引は行っておりません。

##### ④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の変動率が同一であることから、ヘッジ開始時及びその後も継続して双方の相場変動が相殺されるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

## (6) その他計算書類作成のための基本となる事項

### ① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

### ② 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

#### 株式給付信託（B BT）

当社は、2016年1月28日開催の第107期定期株主総会決議に基づき、2016年3月18日より、取締役、専務執行役員及び常務執行役員（いずれも取締役である者を除く）、並びに上級執行役員を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たすもの（以下、「対象役員」という。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託（B BT）」（以下、「本制度」という。）を導入しております。

#### （1）取引の概要

本制度は、予め当社が定めた役員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の対象役員に対し、当社株式を給付する仕組みです。

当社は、対象役員に対し当該事業年度における報酬月額、業績達成度等に応じてポイントを付与し、役員退任時に確定したポイントに応じた当社株式を給付します。対象役員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

当該取引については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

#### （2）信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付隨する費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、174,283千円及び144,900株であります。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。) 等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

- ・固定資産の減損について

#### (1)当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 11,915,563千円

無形固定資産 98,256千円

減損損失 -千円

#### (2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ① 算出方法及び主要な仮定

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループにおいて減損の認識の判定及び測定を実施しております。

減損損失の認識の判定及び使用価値の算出において用いられる将来キャッシュ・フローは、翌事業年度以降の事業計画の前提となった売上高や営業利益率等の数値に基づき、経営環境等の外部要因に関連する情報や当社企業グループが用いている内部の情報と整合するように調整し、それまでの実績に基づく趨勢を踏まえた合理的な一定の仮定をおいて算定しております。また加重平均資本コスト率に基づき設定した割引率についても一定の仮定に基づき設定しております。特に売却見込額等の主要な仮定に基づいたものを正味売却価額としております。これらは将来市場や経済情勢の予測により影響を受け、不確実性を伴っています。減損の兆候が存在すると判断した場合、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り、減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上しております。

当社光事業及びエレクトロニクス事業に係る工場設備（汎用ガラス熔解設備）、エレクトロニクス事業に係る特殊ガラス専用熔解設備、並びに両事業に係る工場設備を含む全社設備について、継続して営業損失を計上していることから、減損の兆候が存在すると判断しております。

当社光事業及びエレクトロニクス事業に係る工場設備（汎用ガラス熔解設備）については、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回っているものの、固定資産の正味売却価額が帳簿価額を上回っているため減損損失を計上しておりません。エレクトロニクス事業に係る特殊ガラス専用熔解設備については、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を上回っているため減損損失を認識しておりません。両事業に係る工場設備を含む全社設備については、固定資産の正味売却価額が帳簿価額を上回っているため減損損失を計上しておりません。

##### ② 翌期以降の計算書類に与える影響

将来の経営環境の変化などにより、将来キャッシュ・フローの見積額と実績に乖離が生じた場合、また市況の変化などにより、将来の処分価額が変動した場合には、翌事業年度以降の減損損失の判定において重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 追加情報

(法人税等の税率の変更による影響)

連結注記表（追加情報）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 14,173,705千円

(2) 偶発債務

関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

・株式会社オーピーシー 30,000千円

(3) 関係会社に対する区分記載したもの以外の金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 2,076,575千円

② 短期金銭債務 745,153千円

#### 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高 7,863,451千円

② 仕入高 4,413,963千円

③ 営業取引以外の取引高 1,896,195千円

#### 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,085,568株	50,000株	50,000株	1,085,568株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の当事業年度末の株式数には、「株式給付信託（BBT）」制度の導入に伴い、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式144,900株が含まれています。  
2. 普通株式の自己株式の増加50,000株は、株式給付信託（BBT）の取得による増加分であります。  
3. 普通株式の自己株式の減少50,000株は、株式給付信託（BBT）への第三者割当による自己株式処分による減少分であります。

## 8. 税効果会計に関する注記

### (1) 總延税金資産及び總延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 總延税金資産

退職給付引当金	354,208千円
賞与引当金	110,692
減損損失	239,566
棚卸資産評価損	267,324
投資有価証券評価損	40,736
関係会社株式評価損	594,614
貸倒引当金	11
總越欠損金	2,517,052
その他	193,770
總延税金資産小計	4,317,978
評価性引当額	△4,317,978
總延税金資産合計	—
總延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△12,833
その他有価証券評価差額金	△1,083,085
その他	△96,530
總延税金負債合計	△1,192,449
總延税金負債の純額	△1,192,449

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳

法定実効税率	30.6 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△31.1
評価性引当額の増減	△1.2
總越欠損金の期限切れ	19.9
外国源泉税	2.3
税率変更による期末總延税金負債の増額修正	0.1
住民税均等割	0.4
その他	2.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.5

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度より防衛特別法人税が新設されることとなりました。

これに伴い、2026年11月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から31.5%に変更し、計算しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 法人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金 又は 出資金	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
				役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	キヤノン(株)	百万円 174,762	被所有 19.3	兼任1名	当社の製品 の販売	販売 (注)1	2,947	電子記録債権	787
								売掛金	355

### (2) 子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	資本金 又は 出資金	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
				役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(株)オハラ・ワオ一ツ	百万円 310	所有 78.9	兼任1名	当社子会社 の製品の製造	資金の回収 (注)2	100	関係会社 長期貸付金	2,000
子会社	小原光学(香港) 有限公司	千香港ドル 7,000	所有 100.0	兼任1名	当社の製品 の販売	販売 (注)1	1,179	売掛金	82
						仕入 (注)1	2,049	買掛金	419
子会社	Ohara Corporation	千米ドル 300	所有 100.0	兼任1名	当社の製品 の販売	受取配当金	450	－	－
子会社	OHARA GmbH	千ユーロ 51	所有 100.0	兼任1名	当社の製品 の販売	販売 (注)1	2,021	売掛金	358
						受取配当金	581	－	－
子会社	台湾小原光学 股份有限公司	千新台湾ドル 40,000	所有 100.0	兼任1名	当社の製品 の販売	受取配当金	227	－	－

(3) その他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	資本金 又は 出資金	議決権等 の所 有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
				役員の兼任等	事業上の関係				
その他の 関係会社 の子会社	大分キヤノン㈱	百万円 80	-	-	当社の製品 の販売	販売 (注)1	1,429	売掛金	685

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 仕入・販売価格については、市場価格、総原価を勘案して価格交渉の上、決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

## 10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,224円09銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 50円18銭    |

## 12. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の（重要な後発事象に関する注記）に記載のとおりであります。

## 13. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。